

令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります

●特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます。

令和4年6月分(令和4年10月支給分)から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

児童手当等が支給されなくなったあとに、所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

●現況届の提出が原則不要になります。

令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とします。

ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が高山村と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、高山村から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方には6月上旬に現況届を送

付しますので、6月30日(木)までに提出をお願いします。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●変更事項があった方は届出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

《お問い合わせ先》 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

じん臓・小腸機能障がいの方へ通院交通費の補助について

高山村では、じん臓又は小腸機能障がいにより、人工透析療法や中心静脈栄養法、若しくは経腸栄養法による医療を受けるために、通院に要した交通費を補助する制度があります。

●補助対象者

次の①～⑤全てに該当する方

- ①高山村に住所のある方
- ②じん臓又は小腸機能障がいによる、身体障害者手帳をお持ちの方
- ③通院により、人工透析療法や中心静脈栄養法、

若しくは経腸栄養法による医療を受けている方

- ④市町村民税非課税の方
- ⑤生活保護法による医療扶助等受けていない方

●申請受付期間

6月1日から6月30日までの平日

※補助額は、通院距離等により異なります。

《お問い合わせ先》 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

「お寺巡り」参加者募集!!

お寺の本堂内・境内を眺めたり、和尚さんのお話を聞いたり、摩崖仏を探索したりしませんか？ガイドボランティアが皆様をご案内します！

●開催日 令和4年6月25日(土) 午前9時～正午(予定)

●場所 村内のお寺(法信寺・雙松寺)、観音山摩崖仏(百観音)

●集合 道の駅中山盆地・北側駐車場 午前8時45分受付開始(受付後、各自の車で移動)

●参加費 無料

●募集人数 先着20名(定員になり次第締め切り)

《申し込み・問い合わせ先》 高山村ガイドボランティア事務局(地域振興課) ☎0279-63-2111

優良自動車運転者表彰受付が始まります

群馬県交通安全協会及び吾妻交通安全協会では、交通安全意識の高揚を図るため、無事故・無違反で長期間を経過した運転者を優良自動車運転者として表彰しています。

希望者は自己申告により申請することが必要です。詳しくは、吾妻交通安全協会にお問い合わせください。

●受付期間

令和4年6月1日から令和4年7月6日まで

●受付場所

吾妻交通安全協会 ☎0279-68-2554
高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111

●表彰種別及び無事故等期間

銅章	5年以上
銀章	10年以上
金章	15年以上
金冠銀章	20年以上
金冠金章	30年以上
旭日金冠章	40年以上

但し、銀章以上は、前段階の章を受章していることが必要です。

●費用

申請時、無事故・無違反証明書交付手数料670円が必要です。

●用意する物

運転免許証・印鑑

●その他

- 申請中に違反等があった場合、他の法令違反があった場合等で対象外となることがあります。
- 新型コロナウイルス感染症の情勢により、表彰式が中止となる場合があります。その場合表彰状及び記念品は当協会でお渡しすることとなりますので承願います。なお、記念の盾とバッジは廃止となりましたので他記念品のお渡しとなります。

《お問い合わせ先》 吾妻交通安全協会 ☎0279-68-2554

吾妻広域町村圏振興整備組合 消防職員の募集について

吾妻広域町村圏振興整備組合では、令和5年度に採用する職員を募集します。(採用日 令和5年4月1日)

●採用予定職種・人員 消防職 若干名

●受験資格

次の①②のいずれかに該当し、それぞれ③④の条件を満たす者

- ①学校教育法による高等学校を卒業または、令和5年3月卒業見込みの者
- ②高等学校卒業程度認定試験合格者または、令和5年3月までに合格見込みの者
- ③採用後、吾妻郡内に居住できること
- ④平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

●試験日・内容・会場

●第1次試験(群馬県町村会が実施する県内町村職員採用統一試験)

期日：令和4年9月18日(日)

内容：適性検査及び教養試験

会場：中之条町役場 会議室

(中之条町大字中之条町1091番地)

●第2次・3次試験(前試験合格者を対象とする。)

内容：体力試験・作文・口述試験(面接)

期日：令和4年10月中旬から11月中旬

会場：吾妻広域消防本部 他

●受験申し込み期間

令和4年7月1日～7月29日

※受験申し込み書については、組合ホームページからダウンロードできますが、吾妻広域事務局並びに消防各署に用意していますので、7月1日以降にお渡しすることもできます。

●申し込み方法

7月1日より申し込み書の受付を行いますので、簡易書留または特定記録郵便での提出か、下記事務局に直接持参してください。(7月29日必着)

●申し込み・問い合わせ先

〒377-0425

群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地

(バイテック文化ホール2階)

吾妻広域町村圏振興整備組合 事務局

☎0279-75-4700

詳しくは、吾妻広域町村圏振興整備組合ホームページに掲載しています。

<https://www.aga-kouiki.jp/> (または、「あがつま広域」で検索してください。)